

悪質商法

言葉巧みにもうけ話を持ちかけたり、うそや不安をあおることで、高額な商品などを無理やり売りつける悪質商法。こちらも、特殊詐欺と併せて注意が必要です。最近では、スマートフォンやSNSの普及により、若い世代での被害も報告されています。

悪質商法にもさまざまな手口がありますが、ここでは、日々消費活動のトラブルについて相談を受けている「かすや中南部広域消費生活センター」の笹田センター長へお話を聞き、これから特に注意が必要な2つの手口を紹介いたします。



②点検商法

台風が多くなるこれからの季節に特に注意が必要なのが、点検商法です。台風が去ったあとに、「無料点検を行っている」や「近くで工事をしていたところ、お宅の屋根が壊れているのが見えた」などと言って訪問し、壊れた屋根や床下の写真を見せ修理を迫ります。すべてが悪い業者ではありませんが、「家が傾く」や「通行人にけがをさせる」などと言って不安をあおり契約させ、高額な費用の請求や、不必要な修理・工事などを行う業者もいます。

対策方法

1 社だけでは本当に修理が必要なのか、適正価格なのかわかりません。別の会社から見積もりをとる、訪問してきた会社について調べるなど、すぐに契約しないことがポイントです。

①インターネット通販トラブル

SNSやゲームアプリなどで商品の広告動画が流れ、気になって購入したところ「商品が届かない」や「広告とは全く違う粗悪品が届く」というトラブルが多く相談されています。これらの商品を販売しているのは、**実態のない会社**が作成した偽サイトであることが多く、連絡先や住所はおろか**企業名すら記載されていない**こともあり、返品や返金などについての連絡を取ることもできません。季節ごとにトラブルの流行商品は変わります。

また、広告動画の「お試し価格」「解約不要」との記載を見て1回限りのつもりで購入した化粧品などが、定期購入となっていたというトラブルの相談も多く寄せられています。広告では解約不要とうたっているが、実はリンク先の商品の公式サイトでは定期購入となっていることがあります。

昔は、怪しいサイトは日本語を誤って使用していたり、文字化けしていたりとおかしな部分に簡単に

気付くことができましたが、最近ではほとんど誤りなく作成されています。

併せて、インターネット通販は原則「フリーリング・オフの対象外」であることも注意してください。

※「フリーリング・オフ」とは、訪問販売などで契約をした場合に、一定期間内であれば理由を問わずに契約を解除できる制度です。



役場の住所や、町長の名前を使用してあたかも存在している会社のように見せている偽サイトも報告されています。

対策方法

★相手を確認する

お店で商品を買うときに、看板のないお店に急に入らな

□企業名

□住所や電話番号

を確認し、記載が必要な

□特定商取引法の表示

□返品について

がサイト内に記載されているかを

★安すぎる価格に

注意

インターネット通販は通常店舗よりも安価で販売されているものが多いですが、有名ブランドの物が70%オフなど、通常の店舗と比べて明らかに金額が安すぎる場合には、偽物や粗悪品である可能性が高いため注意しましょう。

かすや中南部広域消費生活センター

ささだ

笹田センター長から皆さんへ

かすや中南部広域消費生活セ

ンターでは、契約などの消費生活に関するトラブルの相談を受けてアドバイスを行うことや、依頼があれば間に入って解決に向けて支援するとともに、トラブルを未然に防止するために出前講座などの啓発活動を行っています。宇美町の出前講座のメニューにある「だまされんばい！悪質商法」は、私たち消費生活センターの職員が最新の悪質商法の実例から注意すべきポイントなどのお話をさせていただいています。

私が、皆さんへお伝えしたいことは、まず相談してほしいということです。トラブルにあった時、「だまされたことが恥ずかしい」、「いじめに怒られそう」などと、誰にも相談しない人もいます。しかし、あなたは悪くありません。悪い



▲笹田センター長

のは、だました人なのです。

そして「訪問された業者から見積もりをもらったけど契約してよいか」「今、料金が未払いだとかいう変な電話がかかってきて、怖くて切ったけど大丈夫かな」など、だまされる前でもご連絡をいただければ、気を付けることなどをアドバイスします。お電話でも構いませんので、お気軽に相談してください。

かすや中南部広域消費生活センター

▶相談受付

月～金 10:00～15:30

▶場 所

志免町志免中央一丁目10番10号
志免町地域安全安心センター2階
(県道68号線大的交差点横、志免交番2階)

☎936-1594

